

# イザというとき慌てない! 「男と女の快護学」

介護保険入門 上手に使うカンどころ (1)  
3つの顔を持つ「介護保険」



## おちとよこ

高齢者介護、医療、福祉、教育、育児、暮らし、それにまつわる家族、女性問題を中心に、新聞、雑誌等に執筆のかたわら、講演やテレビに出演。国、自治体委員を歴任。  
主な著書に「一人でもだいじょうぶ～晴ればれ冬たく～」日本評論社、「第3版・介護保険上手に使うカンどころ」「入院・介護SOS」創元社、「シングル介護」NHK生活人新書 他。また「生活図鑑」「あなたの小さかったとき」「ただいまお仕事中」福音館書店、「おばあちゃんのさがしもの」岩崎書店など、絵本、児童書も多数。

今回から、もしも介護が始まって、介護する人もされる人も快く護られる「快護」に、なくてはならない「介護保険」の登場です。  
と言われても、悠悠ライフ真つ只中の読者のみなさんには、「介護が必要になっただけでいい」、「それより健康管理が第一」……と、関心の優先順位が低い方もいらっしゃるでしょう。  
たしかに「介護保険制度」の名を見れば「介護のための制度」、とだれもが思うのは当然です。しかし介護保険には、「介護」はもちろんですが、案外知られていない「自立支援」や「介護予防」にも役立つ別の顔があります。制度を賢く使いこなすために、まずは相手の顔から、とくと眺めていきましょう。

## ●「3つの顔」の正体は?

介護保険制度は、私たちが払い続ける保険料50% (65歳以上が年金から生涯天引きされる保険料+40歳以上64歳未満の者が医療保険と合わせて納付している保険料)に、税金を50%加えた財源で運営されています。

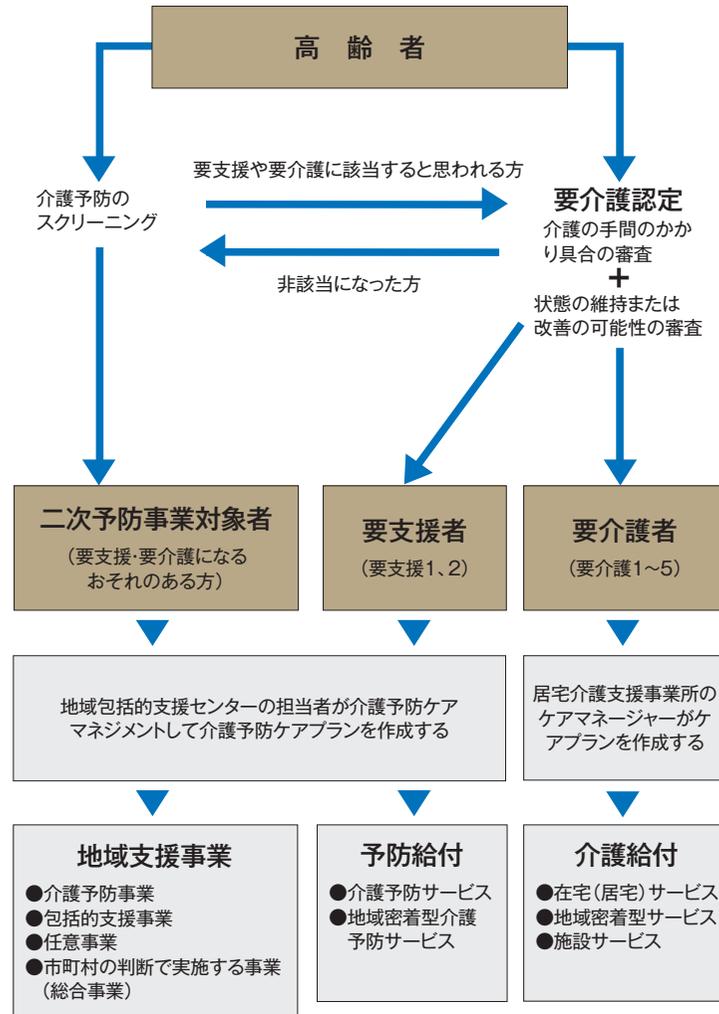
それで何を行っているか? というところ、「介護給付」「予防給付」「地域支援事業」という、至極分かりにくい名称の大きく3つの事業を行っています(左図参照)。それぞれのサービスの種類や利用手続きについては、回を改めて詳しく説明しますから、ここではまず3つの顔の概略を掴んでおきましょう。  
■「介護給付」とは、介護サービスのこと  
介護保険と聞いて、私たちが一番にイメージする役割が、この介護給付という1つ目の顔です。図のように要介護認定という判定を経て、「要介護1~5」に認定されたとき、お金ではなく、介護サービスが現物で給付されるといいます。  
■「予防給付」とは、介護予防サービスのこと  
2つ目の予防給付というのは、要介護認定の結果が、要介護より軽い「要支援1」もしくは「要支援2」と認定されたときに受けられる、介護予防サービスの現物給付のこと。介護給付とは種類や中味が異なります。  
■「地域支援事業」とは、自立支援と介護予防の水際作戦事業のこと

そして、3つ目の顔が地域支援事業。一番馴染みの薄いものでしょうが、要介護認定で非該当(自立)になった人、要支援にも要介護にも認定されていない「一般高齢者」(二次予防事業対象者)や要介護状態になる可能性の高い「ハイリスク高齢者」(二次予防事業対象者)が、少しでも長く自立した生活を送れるよう、要介護状態になるリスクを軽減するための自立支援や介護予防の水際作戦事業のことです。

## ●3つの顔の陰と陽

このように介護保険には、要介護者だけでなく、元気なうちからあまねく高齢者を守る慈悲深き「三面観音」の側面があるのですが、実はこれまで高齢福祉や老人保健など税100%で賄われていた事業の移行もあり、限られた財源をこれら3つの顔に、どうメリハリをつけて振り向けるのか、早くも阿修羅のごときせめぎあいが始っています。その中には残念ながら上手く機能していない顔もあり、例えば地域支援事業の自立者やハイリスク高齢者向け事業には、参加者が少なくムダになっているものも少なくあ

## 介護保険のサービス体系



りません。大事な保険料と税が使われているのですから、利用しない手はないのですが…。  
これら3つの顔を、私たちはどう有効活用すればいいのか!? 次号からご紹介していきます。

## ・快護のポイント

「介護保険は介護のみならず、自立支援や介護予防にも使われている保険料」